大阪府個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

資料１－１

　　平成三十一年二月十九日

大阪府知事　松井　一郎

大阪府規則第九号

大阪府個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則

大阪府個人情報保護審議会規則（平成八年大阪府規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| （部会）第五条　審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。２　部会は、会長が指名する委員三人以上で組織する。３―７　（略） | （部会）第五条　審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、当該各号に定める部会を置く。　一　大阪府個人情報保護条例（平成八年大阪府条例第二号）第七条第三項第七号（同条例第五十三条の二及び第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第七条第五項ただし書（同条例第五十三条の二及び第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第八条第二項第九号（同条例第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第八条第五項（同条例第五十三条の二及び第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（同条例第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項（同条例第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第四十九条第二項、第五十一条、第五十二条第一項及び第五十七条第一項に規定する事項　審査請求案件等審査部会　二　特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第二条第二号に規定する重点項目評価書及び同規則第七条第四項に規定する事項　特定個人情報保護評価点検部会２　審査請求案件等審査部会は、会長が指名する委員六人以上で組織する。３　特定個人情報保護評価点検部会は、会長が指名する委員三人以上で組織する。４―８　（略） |
|  |  |

附　則

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。